

『ハイレベル演習 刑法』(KU18159)

訂正表

2024年02月20日現在

| ページ | 訂正箇所 | 訂正内容 | 掲載日 |
|--------|----------------------|---|------------|
| P. 32 | No.27 肢3 下から3行目 | 誤 強制性交等罪（刑法第177条）の構成要件に該当するものの、Bの承諾があることから、違法性が阻却されるので、Aには強制性交等罪は成立しない | 2024/02/20 |
| | | 正 不同意性交等罪（刑法第177条）の構成要件に該当するものの、Bの承諾があることから、違法性が阻却されるので、Aには不同意性交等罪は成立しない | |
| P. 51 | No.44 記述ウ 下から1行目 | 誤 強制性交等罪の実行の着手が認められる | 2024/02/20 |
| | | 正 不同意性交等罪の実行の着手が認められる | |
| P. 79 | No.67 記述イ 下から2行目 | 誤 直接けん銃の所持の指示を | 2024/02/20 |
| | | 正 直接けん銃の所持の指示を | |
| P. 87 | No.75 肢3 上から1行目 | 誤 強制性交等罪（刑法第177条） | 2024/02/20 |
| | | 正 不同意性交等罪（刑法第177条・第176条第1項第1号） | |
| P. 97 | No.83 下から2行目 | 誤 第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。 | 2022/07/08 |
| | | 正 第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、 <u>1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</u> | |
| P. 157 | No.134 問題文 上から1行目 | 誤 わいせつ物頒布罪および強制わいせつ罪 | 2024/02/20 |
| | | 正 わいせつ物頒布罪および不同意わいせつ罪 | |
| P. 157 | No.134 肢3 上から2行目 | 誤 わいせつ <u>の</u> 文書などを | 2024/02/20 |
| | | 正 わいせつ <u>な</u> 文書などを | |
| P. 157 | No.134 肢4 | 誤 刑法第176条前段の強制わいせつ罪が成立するためには、……強制わいせつ罪が成立する。 | 2024/02/20 |
| | | 正 刑法第176条第1項の不同意わいせつ罪が成立するためには、……不同意わいせつ罪が成立する。 | |
| P. 157 | No.134 肢5 | 誤 満13歳未満の者を満13歳と誤信し……わいせつ行為をした場合、および満13歳未満の者であることを認識しつつ、ただ満13歳未満でも……わいせつ行為をした場合には、ともに強制わいせつ罪が成立する。 | 2024/02/20 |
| | | 正 満16歳未満の者を満16歳と誤信し……わいせつ <u>な</u> 行為をした場合、および満16歳未満の者であることを認識しつつ、ただ満16歳未満でも……わいせつ <u>な</u> 行為をした場合には、ともに不同意わいせつ罪が成立する。 | |

| | | | | |
|--------|---------------------------|---|---|------------|
| P. 212 | No.27 肢3 解説 | 誤 | <p><u>強制性交等罪 (177 条)</u> は、<u>暴行または脅迫を用いて 13 歳以上の女子に性交等をする場合、ないし 13 歳未満の女子に性交等をする場合に成立する。13 歳未満の場合は、承諾能力がないものとされており、承諾があつたとしても何ら影響なく犯罪が成立するのである。これに対し、13 歳以上の場合、構成要件要素として暴行または脅迫を用いることが規定されており、被害者の承諾に基づく性交等は構成要件該当性がないことになる。それゆえ、強制性交等罪における被害者の承諾は違法性阻却事由ではなく、構成要件該当性を否定する事由となる。</u>したがって、A の行為は<u>強制性交等罪 (177 条)</u> の構成要件に該当するもの、B の承諾があることから、違法性が阻却されるので、A には<u>強制性交等罪</u> は成立しないと解するのが通説であるとする点で、本肢は妥当でない。</p> | 2024/02/20 |
| | | 正 | <p><u>不同意性交等罪は、暴行・脅迫・心身の障害・アルコール・薬物・フリーズ・虐待・立場による影響力などが原因となつて、同意しない意思を形成したり、表明したり、全うすることが困難な状態で、性交等をした場合に成立する (177 条 1 項)。</u>もつとも、若年者の未熟さにつけ込んだ性犯罪を抑止するため、<u>相手が 16 歳未満の場合は、性交等をしたことのみをもって (ただし、相手が 13 歳以上 16 歳未満の場合は、行為者が 5 歳以上年長のときに限る)、不同意性交等罪が成立する (同条 3 項)。</u>本肢の B は 18 歳であるから、B と性交した A に<u>不同意性交等罪が成立するためには、177 条 1 項に規定する構成要件に該当することが必要であり、B の承諾 (同意) に基づく性交は構成要件該当性がないことになる。</u>したがって、A の行為は<u>不同意性交等罪の構成要件に該当するもの</u>、B の承諾があることから、違法性が阻却されるので、A には<u>不同意性交等罪</u> は成立しないと解する点で、本肢は妥当でない。</p> | |
| P. 236 | No.44 記述イ解説 下から 3 行目 | 誤 | <u>強制性交等罪 (177 条) の実行行為たる、</u> | 2024/02/20 |
| | | 正 | <u>不同意性交等罪 (177 条) の実行行為たる、</u> | |
| P. 236 | No.44 記述イ解説 下から 1 行目 | 誤 | <u>B をだまして車に乗せたような場合は、強制性交等罪の実行の着手ありとはいえない。</u> | 2024/02/20 |
| | | 正 | 削除する | |
| P. 274 | No.75 解説 上から 10 行目 | 誤 | <u>強制性交等罪 (177 条) の暴行</u> | 2024/02/20 |
| | | 正 | <u>不同意性交等罪 (177 条・176 条 1 項 1 号) の暴行</u> | |
| P. 274 | No.75 肢 3 解説 上から 1 行目 | 誤 | <u>強制性交等罪における暴行は、</u> | 2024/02/20 |
| | | 正 | <u>不同意性交等罪における暴行は、</u> | |
| P. 298 | No.98 肢イ解説 下から 2 行目 | 誤 | <u>平成 29 年改正に照らすと……強盗・強制性交等罪 (241 条 1 項後段) となる。</u> | 2024/02/20 |
| | | 正 | <u>令和 5 年改正に照らすと……強盗・不同意性交等罪 (241 条 1 項後段) となる。</u> | |
| P. 345 | No.134 解説 上から 1 行目 | 誤 | <u>〈わいせつ物頒布罪・強制わいせつ罪〉</u> | 2024/02/20 |
| | | 正 | <u>〈わいせつ物頒布罪・不同意わいせつ罪〉</u> | |
| P. 345 | No.134 肢 4 解説 上から 1 行目 | 誤 | かつて、強制わいせつ罪は、 | 2024/02/20 |
| | | 正 | かつて、 <u>(旧) 強制わいせつ罪は、</u> | |
| P. 346 | No.134 肢 4 解説 下から 4 行目 | 誤 | 強制わいせつ罪の成立要件ではない、とされるに至つたのである (最大判平 29. 11. 29) 。したがって、 | 2024/02/20 |
| | | 正 | <u>(旧) 強制わいせつ罪の成立要件ではない、とされるに至つたのである (最大判平 29. 11. 29) 。この判例は、現在の不同意わいせつ罪 (176 条 1 項) にもあてはまる。</u> したがって、 | |
| P. 346 | No.134 肢 4 解説 下から 2 行目 | 誤 | <u>強制わいせつ罪が成立すると述べる本肢は、</u> | 2024/02/20 |
| | | 正 | <u>不同意わいせつ罪が成立すると述べる本肢は、</u> | |

| | | | | |
|--------|----------------------------|---|---|------------|
| P. 346 | No.134 肢 5 解説 上から 1 行目 | 誤 | 強制わいせつ罪は、 <u>13 歳以上の男女に対しては、暴行・脅迫をもってわいせつ</u> <u>の行為をした場合に成立するが（176 条前段）、13 歳に満たない男女に対する</u> <u>場合は、単にわいせつ行為を行えば足り、たとえ同意があってもわいせつ行為</u> <u>を行えば強制わいせつ罪が成立する（同条後段）。</u> | 2024/02/20 |
| | | 正 | <u>不同意わいせつ罪は、暴行・脅迫・心身の障害・アルコール・薬物・フリー</u> <u>ズ・虐待・立場による影響力などが原因となって、同意しない意思を形成した</u> <u>り、表明したり、全うすることが困難な状態で、わいせつな行為をした場合に</u> <u>成立する（176 条 1 項）。</u> もともと、若年者の未熟さにつけ込んだ性犯罪を抑止 するため、相手が <u>16 歳未満の場合は、わいせつな行為をしたことのみをもって</u> <u>（ただし、相手が 13 歳以上 16 歳未満の場合は、行為者が 5 歳以上年長のとき</u> <u>に限る）、不同意わいせつ罪が成立する（同条 3 項）。</u> | |
| P. 346 | No.134 肢 5 解説 上から 5 行目 | 誤 | 後段の強制わいせつ罪は、相手が <u>13 歳未満であることが構成要件要素であるから、</u> <u>同意を得てわいせつ行為を行った場合には、相手が 13 歳未満であることの</u> <u>認識が、強制わいせつ罪の故意として必要となる。</u> ゆえに、 <u>13 歳未満の者を 13</u> <u>歳以上と誤信し、その者の同意に基づいてわいせつ行為をした場合は、事実の</u> <u>錯誤となり故意を阻却し、強制わいせつ罪は成立しない。</u> | 2024/02/20 |
| | | 正 | 同条 3 項の <u>不同意わいせつ罪は、原則として、相手が 16 歳未満であることが構</u> <u>成要件要素であるから、行為時に相手が 16 歳未満であることの認識・認容が、</u> <u>不同意わいせつ罪の故意として必要となる。</u> ゆえに、 <u>16 歳未満の者を 16 歳以上</u> <u>と誤信し、その者の同意に基づいてわいせつな行為をした場合は、事実の錯誤</u> <u>となり故意を阻却し、不同意わいせつ罪は成立しない。</u> | |
| P. 346 | No.134 肢 5 解説 上から 10 行目 | 誤 | 一方、相手が <u>13 歳未満であることと認識しつつ、ただ 13 歳未満でも……わい</u> <u>せつ行為をした場合……。</u> しかし、 <u>13 歳未満でも同意があれば</u> | 2024/02/20 |
| | | 正 | 一方、相手が <u>16 歳未満であることと認識しつつ、ただ 16 歳未満でも……わい</u> <u>せつな行為をした場合……。</u> しかし、 <u>16 歳未満でも同意があれば</u> | |

※「掲載日」は、上掲訂正情報が LEC ホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/>)に
掲載された日付です。